

住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)(抄)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 業務(第一条 第十七条の六)</p> <p>第二章 公庫債券等(第十七条の七 第三十一条)</p> <p>第三章 雑則(第三十二条 第三十四条)</p> <p>附則</p> <p>(法第十七条第十一項の政令で定める耐火建築物等)</p> <p>第四条 法第十七条第十一項第一号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え(法第十七条第十一項に規定する建替えをいう。以下同じ。)により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。</p> <p>八 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 業務(第一条 第十七条の五)</p> <p>第二章 公庫債券(第十八条 第三十一条)</p> <p>第三章 雑則(第三十二条 第三十四条)</p> <p>附則</p> <p>(法第十七条第十項の政令で定める耐火建築物等)</p> <p>第四条 法第十七条第十項第一号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 土地の利用が細分されていること等により土地の利用状況が不健全な土地の区域において建替え(法第十七条第十項に規定する建替えをいう。以下同じ。)により新たに建設するものであつて、従前の細分された二以上の敷地を一の敷地とするもの又はこれに準ずるものとして公庫が主務大臣の承認を得て定める基準に該当するものであること。</p> <p>八 (略)</p>

2 法第十七条第十一項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 十三 (略)

3 法第十七条第十一項第四号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。

一 三 (略)

(法第十七条第十二項の政令で定める合理的土地利用耐火建築物等)

第四条の二 法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法第十七条第十一項の規定による貸付けを受けて建設されたもの

(合理的土地利用耐火建築物等の建設の貸付金の限度)

第十二条 法第十七条第十一項の規定による貸付金(同項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金にあつては、第六条の三に規定する住宅に係る貸付金に限る。以下この条において「合理的土地利用耐火建築物等建設貸付金」という。)の金額の限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する金額の八割に相当する金額とする。

一 合理的土地利用耐火建築物等(法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等をいう。以下同じ。)の住宅部分の建設 当該建築物の住宅部分の建設費

二 法第十七条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の建設 当該建築物の住宅部分以外の部分の建設費

2 法第十七条第十項第二号に規定する政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 十三 (略)

3 法第十七条第十項第四号に規定する政令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当する耐火建築物等とする。

一 三 (略)

(法第十七条第十一項の政令で定める合理的土地利用耐火建築物等)

第四条の二 法第十七条第十一項に規定する合理的土地利用耐火建築物等で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法第十七条第十項の規定による貸付けを受けて建設されたもの

(合理的土地利用耐火建築物等の建設の貸付金の限度)

第十二条 法第十七条第十項の規定による貸付金(同項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金にあつては、第六条の三に規定する住宅に係る貸付金に限る。以下この条において「合理的土地利用耐火建築物等建設貸付金」という。)の金額の限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する金額の八割に相当する金額とする。

一 合理的土地利用耐火建築物等(法第十七条第十一項に規定する合理的土地利用耐火建築物等をいう。以下同じ。)の住宅部分の建設 当該建築物の住宅部分の建設費

二 法第十七条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の建設 当該建築物の住宅部分以外の部分の建設費

三 法第十七条第十一項第二号に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の建設 当該建築物の住宅部分の床面積に百分の三百を乗じて得た面積と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に百分の三百を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）の建設費

四 法第十七条第十一項第三号又は第四号に掲げる建築物（以下「中高層耐火建築物等」という。）の住宅部分以外の部分の建設 当該建築物の住宅部分の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）の建設費

五 法第十七条第十一項第一号から第三号までに掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあつては、建替えに係るものに限る。次条第一項において同じ。）の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権の取得 当該土地又は借地権の価額

2 (略)

3 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等建設貸付金（法第十七条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るものに限る。）の一戸当たりの金額の限度は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

三 法第十七条第十項第二号に掲げる建築物の住宅部分以外の部分の建設 当該建築物の住宅部分の床面積に百分の三百を乗じて得た面積と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に百分の三百を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）の建設費

四 法第十七条第十項第三号又は第四号に掲げる建築物（以下「中高層耐火建築物等」という。）の住宅部分以外の部分の建設 当該建築物の住宅部分の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に百分の二百五十を乗じて得た面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）の建設費

五 法第十七条第十項第一号から第三号までに掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあつては、建替えに係るものに限る。次条第一項において同じ。）の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権の取得 当該土地又は借地権の価額

2 (略)

3 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等建設貸付金（法第十七条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るものに限る。）の一戸当たりの金額の限度は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 法第十七条第十二項の規定による貸付金(同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金にあつては、第六条の三に規定する住宅に係る貸付金に限る。以下この条において「合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金」という。)の金額の限度は、合理的土地利用耐火建築物等の購入価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)又は法第十七条第十一項第一号から第三号までに掲げる建築物の購入に付随して新たに取得する土地若しくは借地権の価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)のそれぞれ八割に相当する金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の金額の限度は、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金のうち法第十七条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金又は第一項各号に掲げる場合における貸付金の一戸当たりの金額の限度は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による一戸当たりの金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間)

(合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 法第十七条第十一項の規定による貸付金(同条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金にあつては、第六条の三に規定する住宅に係る貸付金に限る。以下この条において「合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金」という。)の金額の限度は、合理的土地利用耐火建築物等の購入価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)又は法第十七条第十項第一号から第三号までに掲げる建築物の購入に付随して新たに取得する土地若しくは借地権の価額(公庫の認める額を限度とする。以下この条において同じ。)のそれぞれ八割に相当する金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合における貸付金の金額の限度は、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金のうち法第十七条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金又は第一項各号に掲げる場合における貸付金の一戸当たりの金額の限度は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による一戸当たりの金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間)

第十七条 法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分				償還期間	据置期間
		イ	ロ	ハ	ニ		
一	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
二	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
三	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
四	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
五	法第十七条第十 一項又は第十二 項の規定による 貸付金で同条第 十一項第一号に 掲げる建築物（ その住宅部分に あつては、第六 条の三に規定す る住宅に係るも のに限る。）に	イ 住宅部分に 係る貸付金及 び住宅部分以 外の部分のう ち次に掲げる 部分に係る貸 付金 (1) 店舗その 他の居住者 の利便に供 する部分で	内	三十五年以 内	(略)	(略)	

第十七条 法第二十一条第七項の政令で定める償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分				償還期間	据置期間
		イ	ロ	ハ	ニ		
一	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
二	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
三	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
四	(略)	イ (略)	ロ (略)	ハ (略)	(略)	(略)	
五	法第十七条第十 一項又は第十一 項の規定による貸 付金で同条第十 項第一号に掲げ る建築物（その 住宅部分にあつ ては、第六条の 三に規定する住 宅に係るものに 限る。）に係る	イ 住宅部分に 係る貸付金及 び住宅部分以 外の部分のう ち次に掲げる 部分に係る貸 付金 (1) 店舗その 他の居住者 の利便に供 する部分で	内	三十五年以 内	(略)	(略)	

六				
法第十七条第十 一項又は第十二 項の規定による 貸付金で同条第 十一項第二号に 掲げる建築物に	係るもの			
イ 住宅部分に 係る貸付金	主務省令で 定めるもの (2) 建替えに より新たに 建設される 建築物の部 分であつて 除却された 建築物の住 宅部分以外 の部分に代 わるべき部 分	口 住宅部分以 外の部分(イ (1)又は(2)に掲 げる部分を除 く。)に係る 貸付金	二十五五年以 内(据置期 間を含む。)	三年以内
七条第十一 項第二号に 掲げる建築 物でその全				

六				
法第十七条第十 一項又は第十一 項の規定による 貸付金で同条第 十一項第二号に 掲げる建築物に 係る	もの			
イ 住宅部分に 係る貸付金	主務省令で 定めるもの (2) 建替えに より新たに 建設される 建築物の部 分であつて 除却された 建築物の住 宅部分以外 の部分に代 わるべき部 分	口 住宅部分以 外の部分(イ (1)又は(2)に掲 げる部分を除 く。)に係る 貸付金	二十五五年以 内(据置期 間を含む。)	三年以内
七条第十 項第二号に 掲げる建築 物でその全部				

七			
法第十七条第十 一項又は第十二 項の規定による			係るもの
イ 住宅部分に 係る貸付金	口 住宅部分以 外の部分に係 る貸付金		
耐火建築物 内（中高層 ）	二十五以 内（据置期 間を含む）	二十五以 内） 三十五年以 にあつては する貸付金 する者に対 築物を購入 ため施設建 用に供する 族の居住の め、又は親 居住するた 以内、自ら ては三十年 付金にあつ 建設する者 に対する貸 あるものを 部が住宅で	
		三年以内	

七			
法第十七条第十 一項又は第十一 項の規定による貸			もの
イ 住宅部分に 係る貸付金	口 住宅部分以 外の部分に係 る貸付金		
耐火建築物 内（中高層 ）	二十五以 内（据置期 間を含む）	二十五以 内） 十五年以内 あつては三 する貸付金に する者に対す 築物を購入す め施設建築 用に供するた 族の居住の用 、又は親族 住するため 内、自ら居 は三十年以 金にあつて 設する者に に対する貸付 あるものを建 部が住宅であ	
		三年以内	

		貸付金で中高層耐火建築物等に係るもの	
2・3 (略) (貸付手数料)	第十七条の三 法第二十二條の四第一項の規定により公庫が徴収することができる貸付手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金に係る貸付手数料とし、その額は、当該貸付金の区分に応じ、貸付け一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。	□ 住宅部分以外の部分に係る貸付金	等はその全部が住宅であるものを建設する者に対する貸付金にあつては、三十年以内)
			三年以内
項	区	分	金額
一	法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金を除く。二の項において同じ。)	法第十七条第一項第一	四万八千五百十円

		付金で中高層耐火建築物等に係るもの	
2・3 (略) (貸付手数料)	第十七条の三 法第二十二條の四第一項の規定により公庫が徴収することができる貸付手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸付金に係る貸付手数料とし、その額は、当該貸付金の区分に応じ、貸付け一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。	□ 住宅部分以外の部分に係る貸付金	等はその全部が住宅であるものを建設する者に対する貸付金にあつては、三十年以内)
			三年以内
項	区	分	金額
一	法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金を除く。二の項において同じ。)	法第十七条第一項第一	四万八千五百十円

<p>号又は第二号に掲げる者に対するもの（既存住宅の購入又はこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を除く。）、同条第十一項の規定による貸付金で同項第一号に掲げる建築物（その全部が自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するための住宅であるものに限る。）に係るもの及び同条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため合理的土地利用耐火建築物等を購入する者に対するもの</p>	<p>二 （略）</p>	<p>三 （略）</p> <table border="1" data-bbox="684 562 831 882"> <tr> <td data-bbox="783 562 831 882">イ （略）</td> <td data-bbox="732 562 783 882">ロ （略）</td> <td data-bbox="684 562 732 882">ハ （略）</td> </tr> </table>	イ （略）	ロ （略）	ハ （略）	<p>四 法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第四号に掲げる者に対するもの、同条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金（店舗等に係る貸付金を除く。）、同条第十一項の規定による貸付金で同項第一号に掲げる建築物（その全部が自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するための住宅であるものを除く。）又は同項第二号に掲げる建築物に係るもの及び同条第十二項の規定によ</p>
イ （略）	ロ （略）	ハ （略）				
	<p>（略）</p>	<p>（略） （略） （略）</p>	<p>十二万二千二百七十円</p>			

<p>号又は第二号に掲げる者に対するもの（既存住宅の購入又はこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を除く。）、同条第十項の規定による貸付金で同項第一号に掲げる建築物（その全部が自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するための住宅であるものに限る。）に係るもの及び同条第十一項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため合理的土地利用耐火建築物等を購入する者に対するもの</p>	<p>二 （略）</p>	<p>三 （略）</p> <table border="1" data-bbox="684 1482 831 1803"> <tr> <td data-bbox="783 1482 831 1803">イ （略）</td> <td data-bbox="732 1482 783 1803">ロ （略）</td> <td data-bbox="684 1482 732 1803">ハ （略）</td> </tr> </table>	イ （略）	ロ （略）	ハ （略）	<p>四 法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で同条第一項第四号に掲げる者に対するもの、同条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金（店舗等に係る貸付金を除く。）、同条第十項の規定による貸付金で同項第一号に掲げる建築物（その全部が自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するための住宅であるものを除く。）又は同項第二号に掲げる建築物に係るもの及び同条第十一項の規定による</p>
イ （略）	ロ （略）	ハ （略）				
	<p>（略）</p>	<p>（略） （略） （略）</p>	<p>十二万二千二百七十円</p>			

		五	
		法第十七条第二項 第二号の規定によ る貸付金、同項第 三号又は同条第四 項第二号の規定に よる貸付金で店舗 等に係るもの及び 同条第十一項の規 定による貸付金で 中高層耐火建築物 等に係るもの	る貸付金（自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため合理的土地利用耐火建築物等を購入する者に対する貸付金を除く。）
イ	貸付けの対象となる幼稚園等（法第十七条第二項第二号に規定する幼稚園等をいう。以下この表において同じ。）	イ	二十四万二千五百五十円
ロ	貸付けの対象となる幼稚園等、店舗等又は中高層耐火建築物等の床面積が六百五十平方メートル以上三千二百五十平方メートル未満である場合における貸付金	ロ	三十六万三千八百二十円
ハ	貸付けの対象となる幼稚園等、店舗等	ハ	四十八万五千百円

		五	
		法第十七条第二項 第二号の規定によ る貸付金、同項第 三号又は同条第四 項第二号の規定に よる貸付金で店舗 等に係るもの及び 同条第十項の規定 による貸付金で中 高層耐火建築物等 に係るもの	貸付金（自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため合理的土地利用耐火建築物等を購入する者に対する貸付金を除く。）
イ	貸付けの対象となる幼稚園等（法第十七条第二項第二号に規定する幼稚園等をいう。以下この表において同じ。）	イ	二十四万二千五百五十円
ロ	貸付けの対象となる幼稚園等、店舗等又は中高層耐火建築物等の床面積が六百五十平方メートル以上三千二百五十平方メートル未満である場合における貸付金	ロ	三十六万三千八百二十円
ハ	貸付けの対象となる幼稚園等、店舗等	ハ	四十八万五千百円

六 (略)	又は中高層耐火建築物等の床面積が三千二百五十平方メートル以上である場合における貸付金	
	イ (略)	(略)
	ロ (略)	(略)
ハ (略)	(略)	

2
(略)

(法第二十三条第一項第二号の政令で定める法人)

第十七条の五 法第二十三条第一項第二号に規定する政令で定める

法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

(法第二十三条第一項第四号の政令で定める法人)

第十七条の六 法第二十三条第一項第四号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する民法第三十四条の法人、建築基準法第七十七条の二十一条第一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の指定住宅性能評価機関である法人とする。

第二章 公庫債券等

(引当金)

第十七条の七 公庫は、債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合

六 (略)	又は中高層耐火建築物等の床面積が三千二百五十平方メートル以上である場合における貸付金	
	イ (略)	(略)
	ロ (略)	(略)
ハ (略)	(略)	

2
(略)

(法第二十三条第一項第三号の政令で定める法人)

第十七条の五 法第二十三条第一項第三号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織と能力とを有する民法第三十四条の法人、建築基準法第七十七条の二十一条第一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の指定住宅性能評価機関である法人とする。

第二章 公庫債券

において、法第二十七条の五の規定により公庫の貸付けに係る貸付債権を当該公庫債券の担保に供したときは、法第二十六条の二第一項の特別勘定以外の勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならない。

(公庫債券の種類)

第十八条 公庫債券は、無記名式で利札付きのもの及び無利札のものとする。

2 (略)

(公庫債券申込証)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条の五の規定により、その債務の担保に供するため公庫の貸付債権(譲り受けた貸付債権を含む。)が信託会社等(同条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)に信託された公庫債券(以下「貸付債権担保公庫債券」という。)に係る公庫債券申込証には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

附則

1・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 法第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で自ら

(公庫債券の種類)

第十八条 住宅金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)は、無記名式で利札付きのもの及び無利札のものとする。

2 (略)

(公庫債券申込証)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条の五の規定により、その債務の担保に供するため公庫の貸付債権が信託会社等(同条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)に信託された公庫債券(以下「貸付債権担保公庫債券」という。)に係る公庫債券申込証には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

附則

1・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 法第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で自ら居

居住するため同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分（第六条の三に規定する住宅に係るものに限る。）を建設し、又は購入する者に対するもの 第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、第十二条第三項又は第十三条第四項の規定による加算後の金額）

三 法第十七条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額

5
5
10
（略）

居住するため同条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分（第六条の三に規定する住宅に係るものに限る。）を建設し、又は購入する者に対するもの 第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、第十二条第三項又は第十三条第四項の規定による加算後の金額）

三 法第十七条第十一項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額

5
5
10
（略）

改正案	現行
<p>（国庫納付金の計算） 第一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。</p> <p>イ 住宅金融公庫法第二十六条の二第一項の特別勘定の損益（同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額）を控除して計算するものとする。</p> <p>ロ 当該事業年度において住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）第十七条の七の引当金に繰り入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し入れた金額があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。</p> <p>二、四（略） 三・四（略）</p>	<p>（国庫納付金の計算） 第一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 住宅金融公庫 住宅金融公庫法第二十六条の二第一項の特別勘定の損益を控除して計算するものとする。</p> <p>二、四（略） 三・四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所有権の移転登記の税率が軽減される建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲等）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第七十三条に規定する一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合は、次の各号に掲げる事情がある場合とし、同条に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる日までの期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が地方公共団体から資金の貸付けを受け、若しくは住宅金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項若しくは第十一項の規定による資金の貸付けを受けて新築した住宅用家屋又は当該宅地建物取引業者が雇用・能力開発機構若しくは年金資金運用基金から勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号若しくは年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第二項第一号の規定による資金の貸付けを受けて新築し、若しくは購入した住宅用家屋で、その対価の一部（当該対価の額の百分の三十に相当する金額以下の金額であるものに限る。）の支払があつたときにこれらの住宅用家屋の所有権の移転の登記をする旨の契約があるものを取得したこと。当該契約に基づき当該対価の一部に相当する金額が支払われるべき日から一年を経過する日</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（所有権の移転登記の税率が軽減される建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲等）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第七十三条に規定する一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合は、次の各号に掲げる事情がある場合とし、同条に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる日までの期間とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が地方公共団体から資金の貸付けを受け、若しくは住宅金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項若しくは第十項の規定による資金の貸付けを受けて新築した住宅用家屋又は当該宅地建物取引業者が雇用・能力開発機構若しくは年金資金運用基金から勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号若しくは年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第二項第一号の規定による資金の貸付けを受けて新築し、若しくは購入した住宅用家屋で、その対価の一部（当該対価の額の百分の三十に相当する金額以下の金額であるものに限る。）の支払があつたときにこれらの住宅用家屋の所有権の移転の登記をする旨の契約があるものを取得したこと。当該契約に基づき当該対価の一部に相当する金額が支払われるべき日から一年を経過する日</p> <p>三・四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十七条（略）</p> <p>2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一条に規定する雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金又は住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の第二項、第六項若しくは第七項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融公庫財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金、住宅金融公庫法第二十七条の第二項、第六項又は第七項の規定に基づく借入金、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六項第一項又は第四項の規定に基づく借入金及び共済組合等の借入金（第四十二条において「持家融資等のための借入金」という。）の額の当該年度の末日における残高の合計額</p> <p>二（略）</p>	<p>第三十七条（略）</p> <p>2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一条に規定する雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金又は住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の第二項、第五項若しくは第六項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融公庫財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金、住宅金融公庫法第二十七条の第二項、第五項又は第六項の規定に基づく借入金、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六項第一項又は第四項の規定に基づく借入金及び共済組合等の借入金（第四十二条において「持家融資等のための借入金」という。）の額の当該年度の末日における残高の合計額</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の委託）</p> <p>第五条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する次に掲げる法人とする。</p> <p>一 建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関である法人</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の指定住宅性能評価機関である法人</p> <p>三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社</p> <p>2 法第二十条第一項前段に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前項第一号及び第二号に掲げる法人 前号イからへまで及びチに掲げる業務</p> <p>四 前項第三号に掲げる法人 法第二十一条第一項の規定により住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第五条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織と能力とを有する建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の指定住宅性能評価機関である法人とする。</p> <p>2 法第二十条第一項前段に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前項に規定する法人 前号イからへまで及びチに掲げる業務</p>

3

業務及び同条第十三項第四号（譲り受けた貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。）に規定する業務を受託した場合における次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ イに規定する元利金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

（略）

3

（略）

改 正 案	現 行
<p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四・九（略）</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 住宅金融公庫の行う業務のうち、住宅金融公庫法第十七条第十一項及び第十二項に規定するものに関すること。</p> <p>六・七（略）</p> <p>（住宅資金管理官の職務）</p> <p>第二百二十一条 住宅資金管理官は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住宅金融公庫の行う資金の融通及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四・九（略）</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 住宅金融公庫の行う業務のうち、住宅金融公庫法第十七条第十項及び第十一項に規定するものに関すること。</p> <p>六・七（略）</p> <p>（住宅資金管理官の職務）</p> <p>第二百二十一条 住宅資金管理官は次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 住宅金融公庫の行う資金の融通及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二・三（略）</p>